

税務キヤッチ・アップ

消費税関係

適格請求書発行事業者の登録申請準備

1 はじめに

消費税における仕入税額控除の要件が適格請求書等保存方式の導入準備に伴って、適格請求書発行事業者の登録申請が始まる。この適格請求書の交付は、税務署長の登録を受けた適格請求書発行事業者に限られることとなる。その準備として令和3年10月よりその登録申請が始まるため、実務上の留意点をまとめてみたい。

2 導入時期

適格請求書等保存方式は、令和5年10月1日から導入される。

この導入に伴い適格請求書発行事業者には、相手方（課税事業者に限る。）から適格請求書の交付を求められたときには、その請求書の交付義務が課される（消法30、57の2、57の4）。

3 登録申請の必要性

適格請求書発行事業者の登録を受けるか否かは、その事業者の任意とされる。しかし、その登録を受けなければ、課税事業者であっても適格請求書の交付ができず、取引先が適格請求書にもとづく仕入税額控除を行うことができない。

適格請求書は、課税事業者以外の者への交付義務はないため登録の必要性も検討しなければならない（消法57の2①、57の4①）。

4 登録申請

適格請求書発行事業者としての登録を受けるためには、令和3年10月1日から令和5年3月31日までに登録申請書を納税地の所轄税務署長に提出し登録を受ける必要がある（28年改正法附則44①）。

なお、令和5年3月31日までに登録申請書を提出できなかった事について困難な事情がある場合には、令和5年9月30日までに登録申請書にその困難な事情を記載して提出し、税務署長による登録を受けたときは、令和5年10月1日に登録を受けたものとみなされる（30年改正令附則15）。

5 免税事業者の登録申請

適格請求書の交付ができる事業者は、課税事業者で税務署長の登録を受けた「適格請求書発行事業者」に限られる。

つまり、免税事業者は、その交付をすることができない。

そのため、適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、原則として、課税事業者を選択する必要がある。

しかし、免税事業者が令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受けた場合には、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられている。なお、この経過措置の適用を受

ける場合には、課税事業者選択届出書を提出する必要はない。

上記経過措置の対象とならない登録申請手続については、原則通り課税事業者選択届出書の提出が必要であり、申請期限も異なるため注意が必要となる（28年改正法附則44④、インボイス通達5-1、消法57の2②、消令70の2）。

6 検討事項

特に影響の大きい免税事業者や免税点を推移している事業者などの申請手続については、登録による事業計画への影響などについて十分検討する必要があるのではないだろうか。

登録した場合における仕入税額控除の選択（原則課税又は簡易課税）、登録しなかった場合の取引先への影響や取引価額の設定、今後の事業活動などについても検討が必要になるであろう。

7 おわりに

納税環境のデジタル化の見直しとして令和4年1月1日からスキャナ保存制度の要件が緩和される。インボイス制度を見据え電子インボイスの活用などの検討とともに、デジタル化を通じた業務の効率化への取り組みの契機としてはどうだろうか。

（右山研究グループ）
税理士 浦口 弘